

「義務付け・枠付け」の廃止・縮小に関する追加調査結果

平成20年10月6日

全国市長会
地方分権改革検討会議

- 目 次 -

調査の概要	1
-------	---

調査結果

1 義務付け・枠付け	2
------------	---

2 その他	13
-------	----

調査票等

調査依頼文	15
-------	----

回答票	19
-----	----

[参 考]

「支障事例先行調査結果」及び「追加調査結果」等における義務付け・枠付け（自治事務）
に係る事例一覧

調査の概要

1. 調査名 「義務付け・枠付け」の廃止・縮小に関する追加調査
2. 調査実施期間 平成20年7月15日から8月8日（回答は8月14日まであり）
3. 調査対象 「地方分権改革検討会議」委員市区長及び「行政委員会」委員市区長
4. 調査目的 「地方分権改革推進委員会」において、自治事務に係る法令による義務付け・枠付けに関する各府省からの回答を精査し、年内にも予定される「第2次勧告」に向けて具体的な検討を進めていること等から、同委員会における今後の審議に都市自治体としての意向を反映させるため、『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査』及び『「義務付け・枠付け（自治事務）」及び「関与（自治事務・法定受託事務）」の廃止に関する追加調査』の補完調査として実施
5. 調査項目 『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果』（平成19年6月）及び『「義務付け・枠付け（自治事務）」及び「関与（自治事務・法定受託事務）」の廃止に関する追加調査結果』（平成20年4月）に記載されているもの以外で、自治事務に対し、法令で規定されている「義務付け・枠付け」のうち廃止・縮小すべきものを調査
6. 調査方法 調査依頼を郵送にて行い、回答は電子メールにて回収

[備考]

- (1) 本調査結果の内容は、原則として都市から回答のあったものをそのまま掲載している。
- (2) 「根拠法令名・条項番号等」、「廃止すべき理由」欄の記載は、事務局において文言修正等を行っている場合がある。
- (3) 名称に（*）が付されている事例は、『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果』（平成19年6月）または『「義務付け・枠付け（自治事務）」及び「関与（自治事務・法定受託事務）」の廃止に関する追加調査結果』（平成20年4月）において、同趣旨の事例が掲載されているものである。

1 義務付け・枠付け

番号	分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由
1	福祉	保健所検査設備の必置規制の撤廃	食品衛生法第29条第2項、食品衛生法施行令第8条、食品衛生法施行規則第36条	食品衛生法第29条の第2項では、保健所設置者は、各種収去品の検査をするため、検査施設を設置しなければならない旨定めている。また、同法施行令第8条では、検査施設の種類、職員の配置等を定めている。さらに、同法施行規則第36条で検査施設に設置すべき機器を定めている。 一方、平成15年の食品衛生法の改正では、登録検査機関の規定を新たに設け、各種検査を登録検査機関に委託できることとした。現在都市部においては、民間登録検査機関が多数登録され、多くの検査業務を担っている。十分に登録検査機関が各種検査業務を担っていけるにも関わらず、全国一律に保健所設置者に対して検査職員の配置、検査施設や検査機器の設置を義務付けるのは、著しく不合理である。よって、上記法令を改正し、保健所設置者に対する検査施設等の必置規制の撤廃を求める。
2	福祉	障害者控除対象者の認定に関わる福祉事務所長の証明の一部廃止	所得税法施行令第10条 地方税法施行令第7条又は第7条の15の11	障害者手帳を持たないが、それに準ずる精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者は、障害者控除対象認定書の交付を受けることで税の障害者控除の対象となる。 本市での障害者控除対象認定書は、実質的に介護保険法に基づく要介護度の判定を基礎に交付している。 よって、上記の税に係る障害者控除の対象要件に、介護保険の要介護度に基づくものを追加することで、その者に係る福祉事務所長の証明を廃止して事務の効率化を進めていただきたい。
3	福祉	障害者に対する割引の際の福祉事務所長の証明の廃止(*)	知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について(平成3年9月24日厚生省児童家庭局長通知)	身体障害者手帳と療育手帳での手続きの整合性を図るため、身体障害者手帳と同様、療育手帳においても証明を廃止する。(参考:身体障害者航空旅客運賃の割引について(平成14年10月16日厚生労働省社会・援護局長))
4	福祉	自立支援医療費(更生医療)の支給認定の有効期間の緩和	自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	自立支援医療費(更生医療)の支給認定においては、更生相談所の判定の結果を受け、市町村長が支給認定を行うこととなっている。支給認定の有効期間については、原則3ヶ月以内で決定され、人工透析療法や抗HIV療法等治療が長期に及ぶ場合でも最長1年以内とされている。有効期間の長期化は、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところとされているが、人工透析療法や抗HIV療法等治療は永続的なもので改善されるものではなく、1年ごとにほとんど内容の変わらない更新の申請を行い、判定を受けることは本人のみならず、病院、自治体、更生相談所に実務上過大な負担が生じている。よって、長期にわたる治療が必要な場合は、最長1年とせず、長期スパンによる決定ができるような緩和策が必要である。

1 義務付け・枠付け

5	福祉	介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護における人員に関する基準の緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条(従業者の員数等)第1項、第5項、第7項ほか	<p>小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスの一類型として、平成18年の介護保険制度改革により創設され、事業所の指定は、市町村の権限とされた。しかし、人員基準をはじめ、かなり厳しく基準が設定され、人員確保、採算確保の問題から、参入を困難にしている。介護報酬(公費)が投入される以上、普遍的な基準が必要であることはやむを得ないものの、当該サービスの展開を必要とする地域(市町村)もあり、より事業者が参入しやすい環境を整えるため、地域(市町村)の実情に応じた基準の緩和が必要であると考え。</p> <p>具体的には、次のとおり。</p> <p>①泊まりの利用者の有無に関わらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて、日々、宿直を行うための従業者の配置が必要である。その理由は、夜間及び深夜帯の緊急の訪問依頼に対応するためとのことであるが、泊まりの利用者がいない場合にまで宿直者を配置することは非効率であると考えられる。電話の自動転送などにより確実に連絡が取れ、かつ、夜間及び深夜帯の緊急の訪問に対応できる体制が確保されているならば、自宅待機による宿直も認めるなど、基準の緩和が必要と考える。</p> <p>②その他、利用者の介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員の配置が必要とされるが、これも介護計画の作成が適切に行われるならば、同一法人内の介護支援専門員による作成又は外部への委託を認めるなど、基準の緩和が必要と考える。</p>
---	----	-------------------------------------	--	---

1 義務付け・枠付け

6	福祉	指定地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護と認知症対応型協働生活介護の併設施設)おける人員基準(夜勤配置基準)の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月4日厚労令34号)第63条 ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日厚労省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)三-2-(1) 	<p>小規模多機能居宅介護サービスは、平成18年度から地域密着型サービスとして通所介護に訪問介護と泊まりの機能を付加した新たなサービスとして創設されたものである。</p> <p>その規模から運営・経営上、小規模多機能居宅介護と認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)等との併設が多く、区内の事業所においても2施設が指定を受けいずれも併設事業所として運営している。このうち1施設においては、認知症対応型共同生活介護が2ユニット、もう1施設は認知症対応型共同生活介護1ユニットの併設で設置されている。</p> <p>いずれもサービス提供の内容から、夜勤職員の配置が義務付けられており、小規模多機能型居宅介護に1名、認知症対応型共同生活介護1ユニットにつき1名の夜勤職員の配置が必要とされている。</p> <p>しかし、平成18年3月厚労省各課長通知により、運営管理上支障がない場合は、小規模多機能居宅介護と認知症対応型共同生活介護1ユニットの併設に限り、夜勤の兼務が認められているところである。</p> <p>また、認知症対応型共同生活介護が2ユニット設置されている場合には、認知症対応型共同生活介護2ユニットで1人、小規模多機能型居宅介護で1人の夜勤を確保する必要があり、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護での兼務は認められていない。</p> <p>しかし、認知症対応型共同生活介護が2ユニットで設置されている場合には、どのような組み合わせでも、必要最低人員は2人であることから、すでに1ユニットの認知症対応型共同生活介護と小規模多機能居宅介護での兼務が認められているので、認知症対応型共同生活介護1ユニットに1人を配置した上で、残り1ユニットの認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護での夜勤兼務は可能であると考える。</p>
---	----	--	--	--

1 義務付け・枠付け

7	福祉	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準における指定訪問リハビリテーションの事業者要件の緩和	<p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日号外厚生省令第37号)第77条</p>	<p>介護保険におけるリハビリテーションサービスは、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーションの2種類が設定されている。このほか、訪問によるリハビリサービスでは、指定訪問看護事業所(訪問看護ステーション等)からの理学療法士等の派遣により、リハビリサービスが提供されている現状である。</p> <p>国は、平成18年の介護保険制度改正において、この訪問看護事業所からの理学療法士などが行う訪問を看護師の半分以下にする等、リハビリを訪問で行う場合は指定訪問リハビリテーションを使うのが筋という考え方を示している。</p> <p>しかし、現状においては、訪問リハビリを提供できる事業所は基盤整備が整っておらず、各保険者の判断により指定訪問看護事業所からの理学療法士等の派遣を容認しているところである。</p> <p>指定訪問リハビリテーションは、医療系サービスによる医師等との密接な関係により提供されるサービスであるとの位置づけから、指定訪問リハビリテーション事業所は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第77条において、病院、診療所又は介護老人保健施設に限定されているところである。</p> <p>しかし、医療制度改革が進行する中で、病院退院直後の在宅におけるリハビリニーズはますます需要が見込まれるところであり、訪問リハビリ事業所の基盤整備を進めるうえで、参入要件が障害となっている。</p> <p>そこで、医療系サービスとしての指定訪問看護については、民間事業者の参入が許されていることから、指定訪問リハビリテーションにおいても民間参入を可能とすることでリハビリテーションのニーズに対応する基盤整備行なうとともに、さらに介護予防を推進することができる考える。</p>
---	----	--	--	---

1 義務付け・枠付け

8	福祉	介護認定審査に係る義務づけの緩和	介護保険法第27条第3・5・6・7・9項、第28条及び29条	<p>高齢化の進展と共に、介護認定・更新の件数が急増しており、これに要する人的エネルギーとコストが、介護保険制度の効果的運営への支障となりつつある。一方、認定・更新の際の判定基準については、制度発足後8年余を経て事例も蓄積されるなど、安定した適用がはかれるようになってきている。そこで、認定制度上の義務づけを軽減し、貴重な財源を介護サービスに有効に活用できるようにしたい。</p> <p>具体的には、第一に、二次判定の体制を簡素化したい。要介護認定にかかる介護認定審査会は、訪問調査票及び医師意見書をもとにした一次判定を踏まえ、保健、医療、福祉の専門家等の構成による5人以上の合議制として二次判定を行う組織となっている。しかし、一次判定結果が変更となる場合も、変更理由の殆どが合議体の長である医師の意見に従ったものとなっていることから、審査会の構成は「3人以上」で十分と思われ、この義務づけの緩和を求めたい。</p> <p>第二に、更新手続きを簡素化したい。介護認定にかかる認定有効期間については、制度発足当初の1年から2年に延長変更されているものの、更新時に、当初判定と同様の手続きを義務づけられている。しかし、既認定者に対しては心身状態の適正な表現を行う機会(区分変更申請)が制度としてあることから、区分変更申請をもって有効期間の更新にかえる、若しくは一次判定のみとする(二次判定を不要とする)などの簡素化が可能と思われる。</p> <p>これらにより、認定審査にかかる経費を節減し、また所要期間を短縮して、予防給付の充実等、介護保険制度の運営効果を高めたい。</p>
---	----	------------------	--------------------------------	--

1 義務付け・枠付け

9	福祉	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業(基準該当生活介護)の基準の緩和	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第94条(基準該当生活介護の基準)	<p>基準該当生活介護は、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して介護保険法の「指定通所介護所」においてサービスを提供するものとされる。</p> <p>しかし、同じ「通い」のサービスを提供する介護保険法の「小規模多機能型居宅介護事業所」においては、基準該当生活介護は行うことはできず、行う場合は「特区」の認定を受ける必要がある。</p> <p>ちなみに、本市には、障害者の短期入所施設が市内にはなく、市内での短期入所を希望する声がある。</p> <p>小規模多機能型居宅介護が全国の実践者が宅老所をはじめとした地域の交流拠点で行ってきたお年寄りだけでなく子どもも障害者も認知症の人も一緒に支えたり、互いに助け合ったりという様々な取り組みが徐々に拡大し制度化につながったという背景があることを考慮し、「小規模多機能型居宅介護事業所」においても「基準該当生活介護」、その他現行制度にはないが「基準該当短期入所」の創設など、地域の社会資源の有効活用が可能となるような基準の緩和・拡大が必要であると考えます。</p>
10	福祉	母子健康手帳を有しない者への予防接種済証交付の廃止	予防接種法施行規則第4条第1項及び第3項	<p>①予防接種法施行規則第4条第1項では、定期予防接種を行った者は、予防接種を受けた者に対して、予防接種済証を交付することとされているが、同じく第3項では、乳幼児については、「予防接種済証」の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとされている。</p> <p>②乳幼児については、予防接種を受けるには母子健康手帳が必携なので、「予防接種済証」の交付は必要ないが、その他の年齢の者の定期予防接種対象者には「予防接種済証」を交付しなければならない。</p> <p>③予防接種の多くは医療機関での個別接種方式で実施され、いったん医療機関から接種者の報告を受けて、自治体が市町村長名で「予防接種済証」を交付する事務は手間と時間からも煩雑を極め非効率と言える。</p> <p>④「予防接種済証」の使用先もごくまれであると推察され、またインフルエンザにいたっては、その予防接種の効力も5か月程度であるので、「予防接種済証」の接種効力証明期間も同一期間内に過ぎない。</p> <p>⑤母子健康手帳の証明者は、接種した医師の証明で良いとされているが、「予防接種済証」の証明者は市町村長となっており、この点でも齟齬が生じている。</p> <p>以上、①から⑤の理由により、母子健康手帳を必携とする乳幼児以外の年齢の定期予防接種対象者は、母子健康手帳を有している場合のみ、同手帳に接種証明をするが、それ以外の場合の「予防接種済証」の交付は廃止するよう望む。</p>

1 義務付け・枠付け

11	福祉・教育	幼保一元化(*)	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律	根本的に幼稚園と保育園は違うものであり、幼稚園には幼稚園の、保育園には保育園の設置目的がありそれに沿って管理運営されてきた。それを一緒にしようとするに無理があり、所管する官庁も違う。一元化する内容が「教育」なのか「保育」なのか、どちらを主体とするのか、不明瞭な状態である。まったく新しく取り扱うのであれば、複数の官庁にまたがらず、一箇所の所管で明確な方針の基で推進すべきである。
12	福祉	放課後子どもプラン推進事業の国における体制の一本化(*)		放課後児童健全育成事業については、文部科学省所管「放課後子ども教室」と厚生労働省所管「放課後児童クラブ」とがあり、それらを統合的に推進するために放課後子どもプランを提唱しているが、所管官庁が2つに分かれておりそれぞれに温度差を感じる。放課後子ども教室は、地域ボランティアや退職教員を活用して運動・文化活動等を行わなければならないが、なんでもかんでも児童にさせようとするのはお節介りにしかならず、のんびりと過ごしたい(何もしたくない)児童は放課後子ども教室には参加できないのか。現在の要綱で補助制度を利用するには、児童に無理にでも活動させなければならない。放課後児童クラブは、年々利用者が増加しており待機児童を生むことになる。国では適正人数確保のため、人数が超過したクラブは補助金対象外とするが、分室や増設するにも市町村の財政的負担は相当に重い。せっかく文部科学省と厚生労働省が協力しながら推進する事業であるなら、児童をどう受け入れるか、ではなく利用しなければならない児童を減らす方策をとるべきである。
13	福祉	狂犬病予防注射の時期	狂犬病予防法施行規則第11条	狂犬病予防法第5条に基づき狂犬病予防法施行規則第11条において注射の時期を4月から6月に1回注射をすべきものとしているが、犬の生まれ月等を勘案すれば注射時期の設定をするのは矛盾がある。また、この根拠法令に基づき各市町村において狂犬病予防注射を行っているため、昨今の業務量増大の中、時期を限られるのは日常業務においても支障をきたしていることから、時期設定を削除する検討を要望するものである。
14	まちづくり	農業振興地域除外手続きの迅速化(*)	農業振興地域の整備に関する法律	「農業振興地域の整備に関する法律」に係る事務手続きにおいて、異議の申出がされた場合、異議の申出案件だけでなく、すべての案件が最大150日延びる計算である。【農業振興地域の整備に関する法律第11条(農業振興地域整備計画の案の縦覧等)】 農振除外の案件は、必要性、緊急性があるということで申出が行われ、一日でも早く目的を遂行すべき案件である。 しかし、異議の申出案件による遅れは、他の緊急性がある案件の目的遂行の弊害となるので、農用地利用計画の変更案と異議申出案件を分離して、2本立てによる農用地利用計画変更案ができるように検討していただきたい。

1 義務付け・枠付け

15	まちづくり	公営住宅等の敷地を処分する場合の補助金の取り扱い	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条 公営住宅法第44条 公営住宅法施行令第13条</p>	<p>補助事業等により取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、各省各庁の長の承認を受けずに譲渡等してはならないとされている。</p> <p>公営住宅事業に関わっては、公営住宅法及び同施行令において、公営住宅又は共同施設を処分する場合にはその譲渡の対価を積み立て、「公営住宅若しくは共同施設の整備、修繕若しくは改良の費用」又は「譲渡した公営住宅又は共同施設のために起こした起債償還」に充てなければならないとされており、敷地のみを処分する場合についても同様の取り扱いがなされているところである。</p> <p>公営住宅事業においては、建替えに際して敷地の高度利用を図り、生み出した余剰地を活用して、地域の活性化に資する施設を誘導するなど、公営住宅団地にとどまらず、周辺地域のまちづくりへ貢献することが求められていることから、公営住宅や建替余剰地の活用方法、及び、その譲渡代金の用途を限定せず、住宅・まちづくり施策に関わる諸事業に幅広く活用できるよう、より一層柔軟な取り扱いにすべきである。</p>
16	まちづくり	地縁団体や自治会への有償運送許可(*)	<p>道路運送法第78条、道路運送法施行規則第49条</p>	<p>「地縁による団体」や「自治会」が道路運送法第78条に基づく自家用有償運送旅客運送の運送主体になれるよう関連法令の改正を要望する。</p> <p>(理由) 公共交通機関を有しない地域において、改正(H18)される以前の道路運送法第80条では自治会が有償運行の許可を受けた事例があるが、現行法令では地縁団体や自治会は、自家用有償運送の運営主体として位置付けされていないことからそれら団体は有償運送を行うことができない。現在、本市においては地域が主体となって無償で運行を行っている地域があるが、無償であるため持続可能な交通とは言い難い。地域が主体となって市が支援する運行を行うことで、公共交通に恵まれない地域における交通弱者の移動を確保することが、これら地域の対策に資する施策であると考えられる。このことから、地縁団体や自治会が市町村有償運送に準じた自家用有償運送をできるように法令を整備願いたい。</p> <p>また、地域主体の運送を位置付けることで、法に基づく運行管理が行われ、輸送の安全向上にも資すると考えられる。</p>

1 義務付け・枠付け

17	まちづくり	自転車駐輪施設設置	道路法施行令の一部改正(平成18年11月15日)に伴う「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針(平成18年11月15日国道交安第28号道路局地方道・環境課長通達)」	道路法施行令の一部改正に伴い、今回新たに示された「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針」により、この指針によらない取扱いはできなくなった。 1 指針2-3「設置位置」について 同項においては、自転車等駐車場を「植樹帯間や横断歩道橋下の歩行者等の通行の支障とならない位置」と限定しているが、車両通行の少ない道路、又は広幅員で余裕のある道路においては、車道にも駐車場を設置できるよう改めてほしい。 理由 本来、自転車は軽車両として車道を通行することが原則であり、駐車施設も車道内に設置することに問題はない
18	教育	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価義務の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条	平成19年の当該法の改正により、教育委員会はその権限に属する事務について点検及び評価を行うこととされたが、従前より地方公共団体では行政評価により教育委員会も含め事務の管理及び執行の点検評価が行われており、この義務付けにより二重に行う必要が出てきた。 事務の管理及び執行の点検評価は地方公共団体の当然の義務であり、国が法律に規定するものではないと考えられるので見直しを要求する。
19	教育	文化財保護に関する事務の市長部局への移管(*)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二	平成19年の当該法の改正により、従来教育委員会が担ってきたスポーツ及び文化に関することを条例により市長部局へ移管することが可能になったが、文化財保護は除かれている。文化財保護は生涯学習など他の文化行政と一体的に行われるべきであり、実効性の伴った組織改正が阻害される。
20	教育	公民館長の必置規定の廃止	社会教育法第27条第1項	市町村が公民館を設置する場合、社会教育法第27条第1項の規定では、公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができるとされており、館長が必置となっている。このことは、仮に施設を地方自治法第244条の2の規定による指定管理者に管理を行なわせる場合など地域の実情に応じ柔軟に対応すべきものであり、館長は必置とせず、主事その他必要な職員と同様に任意設置とするよう必置規制の見直しを要望する。

1 義務付け・枠付け

21	災害その他	臨時的任用職員の任用期間の制限の廃止	地方公務員法第22条第5項(労働基準法第14条第1項)	<p>行財政改革等による任期の定めのない常勤職員の削減には、任用形態の多様化により対応していくことも一つの手段であり、任期の定めのない常勤職員と同等の本格的業務を担うことができる任期付職員や任期付短時間勤務職員などの制度は充実されてきた。</p> <p>臨時の職等補助的業務を担う臨時的任用職員については、地方公務員法第22条第5項において6ヶ月の任用期間と1回の更新に制限されているため、これを多く任用する自治体では、任用手続きが雑多煩雑であり、また、任用当初の教育に時間を取られることもあり、非効率的な実態がある。</p> <p>臨時的任用の任用期間にあっては、勤務形態の常勤と非常勤の整理等の条件整備は必要になるが、労働基準法第14条第1項の契約期間に準じたものに改めることにより、地方公務員法第22条第5項による臨時的任用職員を効率的に任用できると考える。</p>
22	災害その他	決算余剰金の充当制限の廃止	地方財政法第7条第1項	<p>各会計年度の歳入歳出の決算において余剰金が生じた場合、当該余剰金のうち二分の一以上を財政調整基金に積み立てるか、地方債の繰り上げ償還に充てなければならないと地方財政法第7条第1項に規定されている。これは、地方財政の健全性の確保の見地から定められたものであるが、このことは、地方分権を進める現状の社会情勢において地方の独自性を阻害することであると考えられる。また、現状の厳しい地方財政の状況下においては、財政調整基金の取り崩しを行い運営をしている現状があり、歳入不足であるにもかかわらず財政調整基金を積み立てたり、積み立てを行った結果取り崩しを余儀なくされることは予算措置として適正であるとは考えがたい。むしろ地方に委ね、地域の実情に応じて各市町村が判断できるよう、地方自治法第233条の2の規定同様に任意にされるよう要望する。</p>
23	災害その他	現金等の保管に関する規制の枠付け廃止(条例への委任)	地方自治法第235条の4、第2項	<p>住民主体の公共公益活動を推進していく上で、住民団体等と行政との連携は不可欠である。特に、近年は、様々な分野で住民と行政との協働による取り組みが進展している。住民主体の取り組みに、行政が事務局的功能を果たすことが強く求められており、その一環として、活動資金等を行政が一時的に保管する必要性が高まっている。</p> <p>しかし、現行地方自治法は、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」としているため、法令で限定的に列挙されたもの以外は、現金等を保管することができない。</p> <p>そこで、この法令のみによる規制の枠付けを廃止し、地方公共団体が条例で定めたものについては、市が保管することを可能とするものである。</p>

1 義務付け・枠付け

24	災害その他	予算が成立したとき等の通知	地方自治法第219条第2項 地方自治法施行令第151条	知事に対しては法において、会計管理者に対しては政令において、予算が成立したときに報告や通知をしなければならないことになっている。議会において成立した予算は知事に監督されているわけではなく、また財政状況を把握するためであるならば、必要に応じ、関係資料の提出を求めればよく、法定化されている意味が現在において失われている。会計管理者においては、現在は市長部局の一つであり、予算が議決される本会議に出席しているにもかかわらず、別途市長から通知を出す行為は蛇足になっている。また、通知を行わなくても、その業務の独自性や独立性を侵害するものではない、と考える。
----	-------	---------------	--------------------------------	---

2 その他

番号	分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由
25	産業	家庭用品品質表示法に基づく立入検査事務(*)	法定受託事務 家庭用品品質表示法第19条 家庭用品品質表示法施行令第3条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の三	<p>【家庭用品品質表示法に基づく立入検査事務】</p> <p>①本区では都からの権限移譲により、家庭用品品質表示法第19条に基づく立入検査を行っているが、当該業務は公務員が直接携わる必然性が低いと思われ、法第19条1項、並びに施行令第3条に規定する立入検査における実施主体者を公務員と規定している義務付けを廃止すべきと考える。</p> <p>一般に、立入検査は「相手の意に反する強制」と捉えられ、公権力の行使として公務員が直接携わっているが、「強制力を伴わない任意の」立入検査ならば公務員と限定する必要はないのではないか。その上で、「任意の」立入検査を拒む事業者に対しては、別途規定を設けて公務員が「強制力を伴う」立入検査を実施すればよい。なお、本区においては、これまでに立入を拒まれた事例は皆無である。</p> <p>②また、同第19条の3の規定に基づき、家庭用品品質表示法施行令第3条第1項及び第2項において定められた都で処理する事務のうち、同法第19条第1項の規定に基づく立入検査に従事する職員が携帯する立入検査証が、家庭用品品質表示法施行規則様式1において、現行でほとんど入手が困難な日本工業規格B8判であり、また押出スタンプを使用することとして指定されている。</p> <p>これを現行で比較的流通する紙の大きさ(たとえば名刺判)とすること。また、押出スタンプについては、現在写真がデジタル化され、ほぼ使用されないことから廃止されたい。</p>
26	まちづくり	農地法第4・5条許可の処分権の緩和(*)	農地法第4条1項・第5条1項許可の処分権の緩和	<p>現在、農地法第4条の規定による農地転用を行う場合及び農地法第5条の規定による農地転用を伴う所有権の移転等の許可の処分庁は、4haまでは知事、4haを超えるものは農林水産大臣となっており、権限移譲により2ha以下は当市で処分権を持っているところである。しかし、速やかな自主財源の確保及び事務処理の迅速化等を図るため、処分庁での権限を市で5ha以下、知事で10ha以下、10haを超えるものを農林水産大臣とする緩和措置を望む。</p>

2 その他

27	まちづくり	市が管理を行う一級・二級河川の流水占用料等の徴収権限を市に付与(*)	河川法第32条	<p>現在、一級・二級河川の管理を指定都市が行いその占用許可を行っても、当該許可に係る占用料については都道府県が収入している。</p> <p>これは、一級・二級河川に係る流水占用料等については、河川法第32条第3項の規定により、都道府県の収入とされていることによる。</p> <p>全国市長会の「支障事例を踏まえた主な改革の方向」(平成19年10月3日)において、希望する市に対して一・二級河川の管理権限を移譲する旨の提案がなされているところでもあり、管理権限の移譲にあわせ、一・二級河川の管理を市が行う場合には、当該河川に係る流水等占用料の徴収権限も、市が有する制度とすべきである。</p>
28	まちづくり(都市計画)	市町村の都市計画の決定における知事(指定都市においては国土交通大臣の場合もある)との協議・同意手続きの廃止(*)	都市計画法第19条	<p>市町村が決定する都市計画は、都市計画法で知事(指定都市は国土交通大臣の場合もある)との協議・同意を得なければならないとされているが、この手続きに時間を要しているとともに、数多くの事務負担が生じている。特に土地利用に関しては、住環境保全に直接係るものが多くあり、協議・同意を廃止することにより迅速かつ効率的な対応が可能となる。</p>

地方分権改革検討会議委員 殿

全国市長会 地方分権改革検討会議
座長 新見市長 石垣正夫

「義務付け・枠付け」の廃止・縮小に関する追加調査について（依頼）

平素、本検討会議の運営につきまして特段のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、政府の地方分権改革推進委員会では、自治事務に係る「法令による義務付け・枠付け」に関する各府省からの回答について、今夏を目途に精査を行うこととしているとともに、本年11月に予定されている「第2次勧告」に向けて具体的な検討を進めていくこととしております。

本会の地方分権改革検討会議では、これまで、『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査』や『「義務付け・枠付け」及び「関与」の廃止に関する追加調査』を実施し、これらの調査結果を政府委員会に提出するとともに、『第二期地方分権改革に関する提言』を取りまとめるなど、積極的な取り組みを行っているところであります。

本年5月になされた地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」においては、「義務付け・枠付け」は基本的に「第2次勧告に向けた検討課題」とされている中、いくつかの事例が「重点行政分野の抜本的見直し」として勧告されております。なお、全国市長会がこれまで提出した義務付け・枠付けの廃止・縮小に係る事例と、政府委員会の「第1次勧告」との関係については、別紙『「支障事例先行調査結果」及び「追加調査結果」等における義務付け・枠付け（自治事務）に係る事例一覧』をご参照ください。

この一方で、先の「義務付け・枠付けに関する各府省からの回答」では、廃止・縮小に応じるとの回答は全体の3パーセントのみであると一部報道がなされているなど、政府委員会の「第2次勧告」に向けての各府省の対応は大変厳しいものであることが予想されますことから、本会として今後とも積極的に提言等を行っていくことが重要であると考えております。

つきましては、法令で規定されている自治事務に係る義務付け・枠付けの廃止・縮小について、あらためて調査を実施することといたしましたので、公務ご繁忙のところ誠に恐縮に存じますが、これまでの調査結果等を取りまとめた『「支障事例先

行調査結果」及び「追加調査結果」等における義務付け・枠付け（自治事務）に係る事例一覧』（別紙）に記載されている事例以外で、都市自治体の行政運営を行う上で、廃止・縮小すべきであるとお考えになる事例について、積極的にご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、回答にあたりましては、本会ホームページに掲載の回答票をダウンロードのうえ、8月8日（金）までに、事務局宛て電子メールにてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、ご回答いただきました内容につきましては、市名を伏せた上で公表させていただくこととしておりますこと、行政委員会委員にも、別途、同様の調査を実施しておりますことを申し添えます。

発行第45号
平成20年7月15日

行政委員会委員 殿

全国市長会 地方分権改革検討会議
座長 新見市長 石垣正夫

「義務付け・枠付け」の廃止・縮小に関する追加調査について（依頼）

平素、本検討会議の運営につきまして特段のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、政府の地方分権改革推進委員会では、自治事務に係る「法令による義務付け・枠付け」に関する各府省からの回答について、今夏を目途に精査を行うこととしているとともに、本年11月に予定されている「第2次勧告」に向けて具体的な検討を進めていくこととしております。

行政委員会の下に、本会としての改革の推進に関する施策について検討を行うために設置している「地方分権改革検討会議」では、これまで、『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査』や『「義務付け・枠付け」及び「関与」の廃止に関する追加調査』を実施し、これらの調査結果を政府委員会に提出するとともに、『第二期地方分権改革に関する提言』を取りまとめるなど、積極的な取り組みを行っているところであります。

本年5月になされた地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」においては、「義務付け・枠付け」は基本的に「第2次勧告に向けた検討課題」とされている中、いくつかの事例が「重点行政分野の抜本的見直し」として勧告されております。なお、全国市長会がこれまで提出した義務付け・枠付けの廃止・縮小に係る事例と、政府委員会の「第1次勧告」との関係については、別紙『「支障事例先行調査結果」及び「追加調査結果」等における義務付け・枠付け（自治事務）に係る事例一覧』をご参照ください。

この一方で、先の「義務付け・枠付けに関する各府省からの回答」では、廃止・縮小に応じるとの回答は全体の3パーセントのみであると一部報道がなされているなど、政府委員会の「第2次勧告」に向けての各府省の対応は大変厳しいものであることが予想されますことから、本会として今後とも積極的に提言等を行っていくことが重要であると考えております。

つきましては、法令で規定されている自治事務に係る義務付け・枠付けの廃止・縮小について、行政委員会委員の市区長に調査を実施することといたしましたので、

公務ご繁忙のところ誠に恐縮に存じますが、これまでの地方分権改革検討会議委員市区長から提出された調査結果等を取りまとめた『「支障事例先行調査結果」及び「追加調査結果」等における義務付け・枠付け（自治事務）に係る事例一覧』（別紙）に記載されている事例以外で、都市自治体の行政運営を行う上で、廃止・縮小すべきであるとお考えになる事例について、積極的にご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、回答にあたりましては、本会ホームページに掲載の回答票をダウンロードのうえ、8月8日（金）までに、事務局宛て電子メールにてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、ご回答いただきました内容につきましては、市名を伏せた上で公表させていただくこと、地方分権改革検討会議委員にも、別途、同様の調査を実施しておりますことを申し添えます。

「義務付け・枠付け」の廃止・縮小に関する追加調査 回答票

[記入にあたっての留意事項]

1. 回答は、必ず市長ご本人のお考えを入力してください。
2. 別紙『「支障事例先行調査結果」及び「追加調査結果」等における義務付け・枠付け（自治事務）に係る事例一覧』に記載されているもの以外で、地方分権を推進する観点に立って、法令で規定されているもののうちで廃止・縮小すべきであるとお考えになっている、自治事務に対する「義務付け・枠付け」について入力してください。
なお、今回の追加調査は、法令により義務付け等が行われているものを対象としておりますので、特に国庫補助負担金等に係る義務付け等については、法令に基づいて義務付け等がなされている場合のみご入力いただき、補助要綱によるものは対象外としてください。
3. ご入力は1ページにつき1件とし、複数の義務付け・枠付けをご回答いただく場合は、当該調査票を本シート上に次ページをページごとコピーしてお使いください。
4. 「分野」欄には、①福祉、②環境、③産業、④まちづくり、⑤教育、⑥災害その他の別を入力してください。また、「根拠法令名・条項番号等」欄には、法令名等のみならず、該当条項番号等も必ず入力してください。
5. データとして管理する都合上、行・列の挿入・削除等、書式の変更はしないてください。
6. ご回答いただきました事例につきましては、市名を伏せて公表させていただくことといたしております。

19

[回答者]

貴市名	
担当部署名	
担当者職氏名	
電話番号	
eメールアドレス	

法令の定めにより、市の自治事務に対して行われている義務付け・枠付けのうち、廃止・縮小すべきであるとお考えになっているものをご記入ください。
 (別紙『「支障事例先行調査結果」及び「追加調査結果」等における義務付け・枠付け(自治事務)に係る事例一覧』に記載の事項を除く。)

義務付け・枠付け：事務処理そのものの義務付け、事務処理の手続きルール・判断基準・施設設備の基準の明示、組織や職員等の必置規制、特定職員への研修義務、計画の策定義務、対象範囲の限定、事務・権限委任の禁止等の義務付け・枠付けをいう。
 例えば、法令の規定において「～置く。」「～設置する。」「～行う。」「～ものとする。」「～こととする。」「～できない。」「～してはならない。」等の文言が該当する。

分野	
名称	
根拠法令名・条項番号等	
廃止・縮小すべき理由	

[参 考]

「支障事例先行調査結果」及び「追加調査結果」等における
義務付け・枠付け（自治事務）に係る事例一覧

目 次 -

1．福祉分野

(1) 福祉事務所	1
(2) 福祉有償運送	1
(3) 民生委員	1
(4) 児童	2
(5) 障害者	6
(6) 介護保険	8
(7) 国民健康保険	9
(8) 後期高齢者医療	10
(9) 感染症	10

2．環境分野

(1) 環境衛生指導員	11
-------------	----

3．産業分野

(1) 農業委員会	12
-----------	----

4．まちづくり分野

(1) 道路	13
(2) 下水道	13
(3) 住宅	14
(4) P F I	15
(5) 屋外広告物	15
(6) 都市計画	15
(7) 農地	16
(8) 市町村営有償運送	17
(9) 辺地	18

5．教育分野

(1) 教育委員会	19
(2) 教職員	20
(3) 幼稚園	21
(4) 社会教育	21

6．災害その他分野

(1) 自治体事務	22
(2) 事務処理特例制度	22
(3) 条例・予算決算	23
(4) 職員	24
(5) 公営企業	24
(6) 一部事務組合	24
(7) 民間委託等	25
(8) 固定資産評価員	27
(9) 地方債	27
(10) 債務保証	29
(11) 会計	29

[備 考]

1. 本一覧において、「支障事例先行調査結果」とは『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果(19.6.4)』を、「追加調査」とは『「義務付け・枠付け(自治事務)」及び「関与(自治事務・法定受託事務)」の廃止に関する追加調査結果(20.4.9)』を言う。
2. 「第1次勧告」欄の「○」印は、地方分権改革推進委員会の「第一次勧告(20.5.28)」において勧告のあった事例であることを示す。
3. 「提言」欄の数字は、『第二期地方分権改革に関する提言(19.10.3)』の別紙『支障事例を踏まえた主な改革の方向』に記載されている事例の場合、その番号を記している。

1. 福祉分野

番号	分野	小分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由	第1次 勧告	提言
1	福祉	福祉事務所	福祉事務所の設置	社会福祉法第14条	現在、都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならないとなっているが、特に、介護保険法の大幅な改正により、高齢者施策において、首長と福祉事務所長がその権限を分離独立して行う必要がなく、首長に権限を集中して行わせる方がより一体的な施策が遂行できるとともに、効率的、効果的な行政運営が図れるものと考えため福祉事務所の必置規制を撤廃すべきである。		I 5(2)
2	福祉	福祉有償 運送	福祉有償運送の登録要件の緩和	道路運送法第78条他 道路運送法施行規則第48条他 福祉有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年9月15日付国土交通省自動車交通局長通知) 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日付国土交通省自動車交通局長通知)	道路運送法の改正により、これまでの「許可制」を「登録制」に変更し、地域における福祉有償運送を一定程度容認するという法の趣旨にもかかわらず、運転手の要件等の登録条件を従前より厳格にするなど、NPO等による福祉有償運送を阻害する傾向にある。	○	IV3(1)
3	福祉	福祉有償 運送	福祉有償運送運営協議会の都道府県への移管	道路運送法 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日自動車交通局長通知)	障害者等移動困難者のニーズに沿った福祉有償運送の移動範囲はモータリゼーションの進展とともに拡大し、市町村の範囲を越えており、また、地域のタクシー等公共機関の移動範囲も拡大していることから、市町村レベル以上(例えば県レベル)での運営協議会とすることが実態に合っているのに、道路運送法に基づく福祉有償運送については、市町村が主宰する運営協議会での協議が整うことが登録の条件となっていること。	○	
4	福祉	民生委員	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会と民生委員推薦会の重複の廃止	民生委員法 社会福祉法	民生委員の選定に関して、中核市に社会福祉審議会の設置義務が移譲され、民生委員審査専門分科会が設置されている。同時に民生委員推薦会も設置が義務付けられ、業務として重複するため、見直しが必要と考える。	○	I 5(1)

1. 福祉分野

5	福祉・教育	児童	幼保一元化	<p>児童福祉法 学校教育法 幼稚園設置基準 文部省令 幼稚園教育要領 文部省告示 児童福祉施設最低基準 厚生省令 保育所保育指針 児童家庭局長通知 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律 就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の施行について(通知) 就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の施行に際しての留意事項について(通知)</p>	<p>○事務執行にあたり、国の省庁をまたがる事務を簡素化しようとしても非常に困難である。 例:幼保一元化の施策を推進するにあたり、教育委員会の所管事項(幼稚園－文部科学省)と市長部局の所管事項(保育園－厚生労働省)が法律上分割されているため、事務処理が簡素化できない。</p> <p>○「認定こども園」を創設するための法律「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が、平成18年6月に制定されました。 事業を推進する場合、3歳児以上については幼稚園児と保育所児の合同保育が前提とされていますが、幼稚園と保育所では保育時間や保育料に違いがあり、また、会計処理についても、幼稚園は学校法人会計、保育所は社会福祉法人会計で処理しなければならないなど、事業を推進するうえで不合理な事態が生じている。</p> <p>○本市では、「子どもは皆同じである」という考えのもと、保育カリキュラムの統一や人事交流など、既存の法制度の範囲内で保育所と幼稚園の一体的な運用を進めてきた。しかしながら、根拠法令や所管省庁が異なるなど、既存の枠組みの中では必ずしも柔軟な対応ができない状況がある。 先般、国において保育と教育を一体的に提供する「認定こども園」制度が法制度化されたところであるが、当該制度では従来の保育所及び幼稚園認可を前提とし、一定の条件を満たす施設について認定を行うこととしており、実質的には三元化とも取れるものである。 就学前の児童に対して均一な保育・教育の提供を進めるするためには、法制度上、保育所と幼稚園の一元化が図られることが望ましい。 (支障となる保育所(児童福祉法)と幼稚園(学校教育法)の相違点の例) ・児童の入園要件:保育所は保育に欠ける児童を対象 ・職員の資格、免許及び職員配置基準(クラス編成) ・保育内容の基準や保育時間、保育の実施日:保育所は8時間を原則とし、長期休暇や土曜日にも保育を実施することとされる(児童福祉施設最低基準・保育所保育指針)。幼稚園は4時間を標準とし、長期休暇、土曜日は閉園となる(幼稚園教育要領)。 ・施設設置基準(児童福祉施設最低基準、幼稚園設置基準) ・私立に対する運営費補助の仕組(児童福祉法、私立学校振興助成法)</p> <p>○平成18年度創設された「認定こども園」は、法的位置づけを保持したままであり、将来像が明確でない。少子化対策の一層の推進を図るため、制度の一体性・整合性を求める。</p>	○	12(1)
---	-------	----	-------	---	--	---	-------

1. 福祉分野

					<p>○就学前の児童の保育を行うために幼稚園や保育所を設置していますが、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の所管であるため施設の共用化、保育料(授業料)、保育時間、保育内容等で、一元化や幼稚園と保育所の連携など地域の実態に合わせた効率的な施設管理、運営管理の支障となっています。</p> <p>幼稚園・保育所の共有化等については一定の指針が出され、制度的には、「認定子ども園」などの制度が制定されてきていますが、地方の特性や地域の実状にあった弾力的な運用を行うための決定権がなく、地方の特性にあった就学前教育を充実させるために地方に裁量権を委ねることは不可能でしょうか。</p> <p>【実例】⇒地域によっては、少子高齢と核家族化の進展に伴い保育所の待機児童が発生しています。一方では、地域的に幼稚園の定員割れが発生している状況があります。本市では、地域の実状と保護者のニーズにあわせた就学前の保育環境の構築に取り組んでいますが、指導者の資格要件や児童の保育要件、省庁により施設の設置基準の相違などの課題があり、地域の実状にあわせた弾力的な運営に支障をきたしています。</p> <p>【見直し方針】⇒幼稚園、保育所の施設管理、運用面において、特区の認定を受けるのではなく地域の実態にあわせた弾力的な運用が可能となるような制度の構築と管理運営の権限の移譲と各種基準の規制緩和が急務であります。また、施設の共用や人事交流等において効率的な運用を図るために各省庁の枠組み規制の緩和による弾力運用のための裁量権を市町村に委ねることは出来ないでしょうか。</p>		
6	福祉	児童	幼稚園・保育所クラス編成年齢基準の統一	<p>児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日 厚生省発児第59号の2 各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生事務次官通知)</p>	<p>幼稚園設置基準においては学校教育法と同様に「学級は、学年の初めの日の前日において(=3月31日)同じ年齢にある幼児で編成する」こととなっている。一方、保育園の関係では、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日 厚生省発児第59号の2 厚生事務次官通知)によって、市町村が保育の実施を行った費用に係る国庫負担の支弁について、保育の実施が取られた日の属する月の初日における年齢を基準としているため、保育の開始月が誕生日の前になるものと後になるものでは取り扱いが異なることとなる。この厚生事務次官通知が直ちに保育所におけるいわゆるクラス編成上の取り扱いを指定したものではないが、小学校入学時期を考慮したクラス編成を行い、児童を保育しようとする場合には、支障となる。</p>		

1. 福祉分野

7	福祉 児童	放課後子どもプラン推進事業の国における体制の一元化	放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 放課後児童健全育成事業等実施要綱	<p>○平成19年度から導入される「放課後子どもプラン推進事業」は、文科省、厚労省両省の事業で構成され、保護者負担金や運営経費に差異があり混乱が生じてきている。少子化対策の一層の推進を図るため、制度の一体性・整合性を求める。</p> <p>○就学児童の健全育成を目的とする事業について、文部科学省と厚生労働省とそれぞれが所管する事業があり、一本化の動きが見られるものの、補助事業そのものはそれぞれ別々となっており、補助金の使途等にまだまだ縦割り行政の影響がみられ弾力的な運用に支障がみられる。よって、事業を所管する部署を統一するようお願いする。また、補助金に限らず、さらに進めて中央のレベルで「子育て」事業を一つの部署で統一的に企画実施できるようにしていただきたい。</p>	○	I 2(5)
8	福祉 児童	保育認定基準に関する地方の裁量拡大	児童福祉法第24条 児童福祉法施行令第27条	<p>児童福祉法第24条を改正し、保育の認定基準と解除条件等について市町村の条例で定められる範囲を拡大する。</p> <p>児童福祉法第24条は、市町村による保育所での保育義務を定めており、乳児、幼児又は児童が保育に欠ける要件として「保護者の労働」を挙げている。しかし、1人の乳幼児等に複数の保護者がおり、その全てが就労していることを要件として「保育に欠ける」と認定している場合、保護者の1人が就労を辞して乳幼児等の保育にあたって、生計を十分維持することが可能と思われるケースが少なくない。</p> <p>待機児童の解消と併せ、保育料の未納が社会問題となっている今日、このようなケースでは、保育に欠ける要件を個々の実態に対応して精査し、例えば、保護者の1人が就労を辞して乳幼児等の保育にあたって生計を維持することが可能と思われるケースで、悪質な滞納を繰り返す保護者を持つ乳幼児については、保育を解除することを可能としたい。</p> <p>このように、「保育に欠ける」要件の認定基準等について、市町村の条例で定められる範囲を拡大することにより、市町村は、適正かつ効果的な保育行政推進に創意工夫を発揮できると考えられる。</p> <p>[児童福祉法第24条] 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。</p>	○	

1. 福祉分野

9	福祉	児童	保育所設備の最低基準の枠組化	児童福祉施設最低基準第32条第1項第1号及び第33条第1項 保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日 児発第86号 厚生省児童家庭局長通知) 構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について(平成16年3月29日 雇児発第0329002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 児童福祉施設最低基準第32条の2	<p>○「児童福祉施設最低基準」で保育所には調理室の設置義務の規定がある。構造改革特区において、給食の外部搬入方式が認められたにも関わらず、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有することが必要である。センター方式による外部搬入方式の導入等を検討するにあたっての阻害要因となっている。</p> <p>○離乳食やアレルギーをもっている子ども等への給食についてはきめの細かい対応が必要であるため、児童福祉施設の最低設置基準第32条及び第33条の規定により保育所には調理室及び調理員の設置が義務付けられている。平成10年4月1日から調理業務の委託が認められているが、この場合にも自園の施設で調理させなければならないとの厚生省児童家庭局長通知(10.2.18)が出されている。このため、保育行政の効率化等を図るため、外部施設(学校給食センター)で調理し、それぞれの保育所へ搬入する方法をとることができない。</p>	○	I 2(2)
---	----	----	-----------------------	---	---	---	--------

1. 福祉分野

10	福祉	障害者	<p>障害者に対する割引・減免等の福祉事務所長の証明の廃止</p>	<p>・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(H15.11.6厚生労働省障害保健福祉部長通知)</p> <p>・障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について(H9.3.27厚生労働省障害保健福祉部長通知)</p> <p>・日本放送協会放送受信料免除基準の一部改正について(H45.4.18厚生労働省社会・児童家庭局長通知)</p>	<p>【有料道路通行料金の割引】</p> <p>○身体障害者手帳を有する者に係る減免は当該手帳の写し等を本人から求めれば足り、福祉事務所長の証明は不要と思われる。</p> <p>○平成15年12月1日の障害者割引制度の改正当時は、日本道路公団を始め全ての事業の実施主体が公団であった。しかし、平成17年10月、西日本高速道路株式会社を始め民営化され営利法人となった。中立公正の立場である地方公務員が執務専念義務の時間中に、障害者の社会参加の促進の便宜を図るためとはいえども、特定の営利法人が実施するサービスのために、無料で証明や更新事務を行う根拠はないと考える。更に、実施主体の制度不備から生じる当事者の苦情等も窓口で対応せざるを得ない事態は明らかに本来しなければならない専念義務の妨げとなる事態であり、早急に改められるべきと考える。</p> <p>【NHK受信料の減免】</p> <p>身体障害者手帳を有する者に係る減免は当該手帳の写し等を本人から求めれば足り、福祉事務所長の証明は不要と思われる。</p> <p>【自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免】</p> <p>障害者の介助等を目的に自動車を使用する場合には当該障害者と生計を一にする者又は常時介護する者が所有・運転する自動車の自動車税・自動車取得税についても減免の対象となる。その場合、障害者と減免対象車の所有者又は取得者の同居の有無については、公的証明(住民票など)、通勤・通学等の事実は通勤・通学先の証明を添付することにより、また、自動車使用の必要性については、減免申請時に直接口頭によりそれぞれ確認可能であるため、各課税主体において添付書面等の内容確認により減免手続きを行うこととし、福祉事務所長の生計同一に係る証明は不要と思われる。また、常時介護の証明の要件について、幼児と障害者の世帯の場合は健常者が世帯内にいるとみなされ減免の対象とされていない。これは、常識的に説明しがたいことであり、窓口でも市職員が対応に苦慮しているところである。したがって、常時介護の要件については、当該世帯の実態に応じて減免措置が受けられるような柔軟性が必要と思われる。</p>		
11	福祉	障害者	<p>障害者授産施設等の役務提供の随意契約の自由化</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において随意契約の方法により、契約を締結できる場合として、福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約はできるとされているが、役務の提供に関しては掲げられていない。</p> <p>障害者自立支援法の施行に伴い、授産施設等の利用者は工賃が低い上に授産施設利用に係る負担増を理由に利用控えも懸念され、工賃の増額に向けての対策と障害者の社会参加が強く求められている。</p> <p>については、福祉関係施設において随意契約の方法による役務の提供に関しても締結ができる法整備をするべきと考える。</p>		I 3(4)

1. 福祉分野

12	福祉	障害者	施設入居重度心身障害者に対する医療費助成の償還払い・現物給付の許容	障害者自立支援法	<p>【施設入居重度心身障害者に対する償還払い・現物給付を許容すべき】</p> <p>従来、重度心身障害者に対する医療費助成は、「公費負担」として高額療養費を含め償還払いや現物給付していたが、自立支援法の創設及び改正により、施設入居重度心身障害者は「公費負担」が全廃され、一律に還付請求での取り扱いとなり、請求手続きが必要となった。重度障害者本人が請求手続きを行うことは非現実的であるため、遠隔地に居住している入居者の家族に以下のような多大の負担が発生している。</p> <p>①助成手続きが医療受診月は毎回生じる。</p> <p>②医療機関(施設所在地)からの領収書等を家族が受理後、本人住所地(居住地特例のため「家族の住所地」)で申請することとなり、家族が高齢の場合は特に申請に困難性が増すこととなる。</p> <p>③申請がないと還付されず市民の不利益となる。</p>		
13	福祉	障害者	障害者自立支援法に基づく「地域生活移行数値目標」の設定義務の廃止	障害者自立支援法	<p>障害者自立支援法は、平成17年に「障害者及び障害児がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うことを目的」として制定された。同法は、厚生省が定めた基本指針に即し、かつサービスの種類ごとの必要量の見込み等の数値目標を盛り込んだ障害福祉計画の策定を都道府県と市町村に義務づけている。</p> <p>同法に基づき、平成18年に厚生労働省が策定した基本指針では、福祉施設に現在入所する者のうち1割を地域生活に移行させるものとし、かつ平成23年時点の入所者数を現状より7%減少させることとしている。</p> <p>施設への長期入所については様々な論議もあり、家庭・地域社会での生活に円滑に移行できるような環境づくり、条件整備が必要なことに異論はない。しかし、核家族化と高齢化が進む中で、障害者を取巻く家庭、地域環境は厳しいものがあり、施設入所者の数値削減目標を一律に地方に課すことが妥当な状況とは考えられない。</p> <p>障害者自立支援法は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現する」という目標を掲げている。その目標実現に向けて、まずは地方への数値削減目標の義務づけを廃止し、国と地方が、障害者福祉の推進に、より前向きに連携しあえる体制づくりを進めるべきである。</p>		

1. 福祉分野

14	福祉	障害者	サービス利用計画作成費の支給対象者の制限の廃止	障害者自立支援法第5条第17号の二、第32条 障害者自立支援法施行規則第32条の2	<p>障害者自立支援法第5条第17号の二の規定では、支給決定を受けた者又は児童の保護者が障害福祉サービスを適切に利用できるように、その者又はその児童の保護者からの依頼を受けた指定障害福祉サービス事業者が、「サービス利用計画書」を作成し、その者の連絡調整等の便宜供与を行い、法第32条でその対価としての作成費を支給され、報酬として得ることとしている。</p> <p>しかし、障害者自立支援法施行規則第32条の2では、作成費の支給対象者が制限され、法本来の趣旨の障害者及びその家族の便宜を図り、適切な利用を促進するに至っていない。</p> <p>作成費の支給対象とならない障害者及びその家族にとって、自ら行うサービスの利用に関する調整は、社会資源不足もあるが、かなりの負担となっている。</p> <p>そのため、障害者の自立を支援する法の趣旨からも、希望する全ての障害者に「サービス利用計画書」の作成が可能な仕組みとし、介護保険制度のケアマネージャーのような連絡調整等の便宜供与が望まれる。</p>		
15	福祉	介護保険	地域包括支援センターの職員配置基準の緩和等	介護保険法施行規則第140条の52 介護保険法第115条の38、115条の39 厚生労働省「地域包括支援センターの手引き」	<p>○介護保険法施行規則第140条の52により、高齢者6,000人ごとに、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護専門員1人をそれぞれ置くこととされている。当市の高齢者数は、8,000人であるが、規則により前出の3職種を高齢者数12,000人並の自治体と同程度配置しなければならない。小さな自治体においては、有資格者を揃えることは、人材難から極めて困難である。また、経験豊から人であれば必ずしも資格を持たなくても十分対応できるものとする。市町村の実情に合わせて柔軟に対応できるよう改正すべきである。</p> <p>○介護保険制度改正により、各市町村に対して、従来から地域で介護保険事業を担ってきた在宅介護支援センターから包括支援センターへの移行を求めるとともに、包括支援センターの設置基準、専門職の配置基準が示されています。市町村では、在宅介護支援センターの廃止は難しく、包括支援センターとの二本立てにならざるを得ないことや設置基準等による職員の増員が必要となり財政負担を生じています。</p> <p>○介護保健法施行規則第140条の52第1項第2号は「専らその職務に従事する」保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の配置が義務づけられている一方で、厚生労働省による「地域包括支援センターの手引き」では、他業務との兼務を認めないとの基準も示されている。</p> <p>しかし、地域包括支援センターの責任主体は市であり、職員の兼務の可否判断は市に委ねるべきである。</p>		I1(1)

1. 福祉分野

16	福祉 介護保険	地域支援事業の実施内容の義務付け等の廃止	介護保険法第115条の38 地域支援事業実施要綱	<p>○介護保険地域支援事業における介護予防事業を運営する上で、事業内容に対する制限や対象者、特に特定高齢者の決定権において自治体の裁量権が小さいため、地域の実情・実態に即した効率的・効果的な運営ができない。</p> <p>○介護保険制度の改正により、新たに地域支援事業が創設され、介護予防事業として特定高齢者施策及び一般高齢者施策が導入されたところである。 しかしながら、特定高齢者の把握にあたっては、国が詳細な把握のプロセスを決定しており、実際に対象者の把握を行う市町村では、対象者の把握が極めて困難なことから、介護予防事業の実施が十分にできない状況となっている。 地域支援事業の財源は、保険給付費の3%と上限を定めているので、特定高齢者の把握及び介護予防事業の実施については、この限度額の範囲のなかで市町村の判断に任せて自由な事業展開ができるよう改正すべきである。その結果、地域の特性に合った事業展開が可能となり、介護予防事業の量及び質が飛躍的に向上されるものと考ええる。</p> <p>○介護保険制度において、地域支援事業の財政規模につきましては介護給付費の3%以内とされていますが、市町村が地域支援事業を積極的かつ柔軟に取り組めるように制限枠を撤廃し、必要な財政支援が必要と考えます。</p>		11(2)
17	福祉 介護保険	介護保険事業に係る参酌標準の廃止	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(参酌標準)	<p>施設・グループホーム・特定入居者生活介護・地域密着の利用者数合計の割合を、要介護2以上の認定者数の37%以下とすることを目標として設定とありますが、これの根拠が不明であり、説明できない。(利用者割合「37%」の考え方は理解したつもりですが。)</p> <p>施設入居者の内、要介護4・5を70%とすることを目標として設定。とありますが、重度の人を7割とすると、人員配置上、施設の運営が難しくなる。 介護保険施設待機者が多数いる中で、その市町村にあった施設整備が求められているはずである。施設が多くなれば、その分介護保険料が高くなり、参酌標準がなくても、適正になると考える。よって、参酌標準を廃止していただきたい。</p>		
18	福祉 国民健康保険	国民健康保険税の法定減額の職権減額範囲の拡大	地方税法 地方税法施行令	<p>国民健康保険税の2割軽減に係る申請手続きについて 所得が一定基準以下の低所得者に対しては、法令及び条例に基づき、応益割額について軽減措置をとっている。 2割軽減の場合は、7割及び5割軽減の場合と異なり、職権では適用できず、納税者の申請が必要である。 2割軽減該当世帯からの申請は、約70%に止まっており、申請に係る手続きは、保険者被保険者双方にとって非効率である。</p>		

1. 福祉分野

19	福祉	国民健康保険	国民健康保険の他健康保険との一本化	国民健康保険法	市町村は、国民健康保険法第3条の規定により、国民健康保険の保険者となることが義務付けられている。 国民健康保険は、社会保障制度の中核を担う保険医療制度で、その給付については全国一律のものとなっている。一方、その財源については、国県の負担金と加入者の保険料で賄うものとされているが、国の調整交付金については保険者である市町村の財政力によって調整されており、本市のような不交付団体にとっては、一般会計から繰り入れを行わなければならない状況となっている。さらに、国保加入者の状況は、加入者の約半数が無職、約25%が無所得となっており、一部の加入者に過重な負担を求める結果となり、様々な収納対策を実施しても10%程度の保険料が未納となるなど、財政状況は大変厳しい状況となっている。今後についても、高齢化の進展に伴い一層の財政負担が懸念されることから、国の負担率の大幅引き上げが行われない限り、他の保険制度と一元化するか、国が保険者となるべきである。本市の一般会計からの繰入額は約36億円にものぼり、また、滞納額も約36億円となるなど、市財政への影響も大きくなっており制度の限界を感じる。	○	I 4(1)
20	福祉	国民健康保険	国保における健診・保健指導に係る財政措置・人材確保支援が不十分	医療制度改革関連法	義務付けの前提として財政上の措置、体制の整備及び確立に資するための支援が必要であるが「医療制度改革関連法」において、平成20年度から市町村国民健康保険に対して義務づけられる特定健康診査、特定保健指導に係る人件費、電算システム経費等についての財政措置、保健師等の人材確保のための支援策が十分でないと感じる。		
21	福祉	後期高齢者医療	後期高齢者医療の実施義務付け	高齢者の医療の確保に関する法律 第48条	後期高齢者医療制度 ・自治法上任意で設立される広域連合が法律で強制されている矛盾 ・広域連合の事務とした場合、本来その事務は、市町村が行わないはずだが、自治体側に財政負担・事務負担が発生		
22	福祉	感染症	結核予防費補助金の義務付けの廃止	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項により、都道府県(保健所政令市を含む)は、第58条の3の費用に対して、政令で定めるところにより、その3分の2を補助することが義務づけられているが、義務づけを廃止し、補助率の決定を含め、事業の実施について自治体が決定できるようにすべき。		

2. 環境分野

番号	分野	小分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由	第1次 勧告	提言
23	環境	環境衛生 指導員	環境衛生指導員の資格 要件の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則第16条	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業者や処理業者に対する立入検査について、立入検査や廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため都道府県知事等はその職員のうちから環境衛生指導員を命ずるものとしている。そして、環境衛生指導員の資格要件(学歴あるいは実務経験)を同法施行規則で決めている。</p> <p>しかし、人事異動等で資格要件該当者が存在しないケースも存在する、あるいは、補職名として環境衛生指導員を置いていない自治体も存在することから、この資格要件を緩和すべきである。</p>		

3. 産業分野

番号	分野	小分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由	第1次 勧告	提言
24	産業	農業委員会	農業委員会の選挙区の設定要件の緩和	農業委員会等に関する法律第10条の2第2項 農業委員会等に関する法律施行令第5条	現在、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行令において、市町村の農業委員会に二以上の選挙区を設ける場合の基準が定められているが、これに従って選挙区を設定する場合、複数の離島について一人の農業委員が担当するケースが生じることとなり、農地流動化促進施策の推進等の面で多大な不便が生じることが見込まれる。 市町村長の判断により、各離島ごとに選挙区を設けることができれば、各地域の実情に沿った指導等を行うことができ、きめ細やかな農業振興策を展開することが可能となる。	○	Ⅲ1(2)

4. まちづくり分野

番号	分野	小分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由	第1次 勧告	提言
25	まちづくり	道路	電線共同溝整備事業の事務手続の簡素化	電線共同溝の整備等に関する特別措置法等	<p>電線共同溝整備事業を行うには、下記のとおり電線管理者等への同様な意見照会等が多くあり、手続が煩雑となっており、整備完了までに多大な事務量となっている。</p> <p>①無電柱化推進計画の策定・変更 電線管理者等への参画意向確認</p> <p>②電線共同溝を整備すべき道路の指定(法第3条第1項) 電線管理者等への意見照会(法第3条第2項) 電線管理者等への指定告示(法第3条第4項)の通知</p> <p>③整備計画書の策定(法第5条第2項) 電線管理者等への占用勧告(法第4条第2項) 電線管理者等からの占用申請(法第4条第1項) 占用予定者への意見照会(法第5条第2項)</p> <p>④電線共同溝の整備 建設負担金の納付 占用予定者への占用許可(法第10条)</p> <p>⑤電線共同溝の管理 占用予定者からの敷設工事届出(令第7条第2項)</p> <p>このため、上記②、③手続を統合し、法第3条第2項と法第4条第2項を兼ね、法第5条第2項を廃止する。</p>		
26	まちづくり	下水道	下水道施設における計画区域外の汚水処理の可能化	下水道法	<p>し尿処理場においては、公共下水道の普及により処理量が大幅に減少していること、浄化槽の普及により汲み取りし尿よりも浄化槽汚泥量が増加していることから、現施設では適正な処理が困難な施設が多くなっている。反面、地方市においては、少子化・過疎化による予想以上の人口減少、産業の衰退などによる交流人口の大幅な減少により、下水道処理場の処理能力に余剰が生じている施設もある。下水道処理場において、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理も一括行なうことで、施設整備経費及び運営処理経費を安価にすることができ、効率的な処理及び施設運営が可能になる。</p> <p>しかし、下水道法により、下水道処理施設において処理できるのは、下水道処理計画区域内から排出されるものに限られている。地域の実態により、汚水処理が適正・効率的に実施できるように、法制度改正を望む。</p>		

4. まちづくり分野

27	まちづくり	住宅	公営住宅の入居資格要件の枠組化	公営住宅法第6条	<p>少子高齢化の進展等を踏まえ、真に住宅に困窮する低額所得者に対し公営住宅を的確に供給するためとして、公営住宅法施行令の一部改正により、単身入居の資格を有する者の年齢を「50歳以上」から「60歳以上」に引き上げた。</p> <p>本市においては、未婚者や中高年の離婚・死別、又は子供との世帯分離等が増加する中で、中高年の単身者は今後も増える傾向にあり、低廉な家賃の公営住宅への単身入居希望者が後を絶たない。</p> <p>公営住宅の入居資格要件等については、このような自治体の地域性や実情を考慮していただき、各自治体の裁量によるものとして取り扱うことはできないか。</p>	○	IV2(5)
28	まちづくり	住宅	指定道路台帳の作成	<p>建築基準法施行規則等の一部を改正する省令 建築基準法施行規則第10条、第10条の2、第14条の4 ※建築基準法第42条第1項第4号、第5号、第2項(第3項の水平距離の指定を含む。)、第4項、第68条の7第1項の規定による道路の指定に係る手続きの明確化 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について【技術的助言】 (H19.6.20住宅局長通知) 建築基準法集団規定の的確な運用について【技術的助言】(H19.6.20市街地建築課長通知) 建築基準法道路関係規定運用運用指針(H.19.6.20住宅局長通知。) 建築基準法道路関係規定運用指針の解説</p>	<p>○建築基準法施行規則の一部を改正する省令が、平成19年6月19日に交付されました。それにより、特定行政庁(建築主事をおく都市自治体)においては「指定道路調書及び指定道路図」(以下、「指定道路台帳」という)の作成及び保存並びに同台帳の公開が義務付けとなり、平成22年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>○指定道路台帳の整備には、極めて多額の財政支出及び膨大な業務量が必要であるため、現実的には平成22年4月1日からの施行は困難である。したがって、適切な財政措置を講じるか、または期間、及び作成等が特定行政庁の判断により、実施できるようにされたい。</p>	<p>の義務 昨年十二月の本会要望により、指定道路台帳の作成等</p>	

4. まちづくり分野

29	まちづくり	PFI	PFI事業の手続きの簡素化	PFI法第5条及び第6条等	<p>PFIの導入においては、従来の公共施設整備手法と異なり、事業に係るリスクを民間に分散させることから、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」によって導入検討から契約、事業実施までの間に複雑かつ厳格な手続きが要求されており、多くの時間や費用が必要となる。</p> <p>また、事業の実現性等を総合的に調査する導入可能性調査や特定事業の選定、契約、モニタリングにおける外部アドバイザー費用など独特の費用が発生するとともに、事業提案を行う民間事業者を含め、手続きが複雑なことによる人的・財政的負担が大きい。</p> <p>このため、比較的小規模な事業では事業実施に付随して発生する外部アドバイザー費用等を差し引いても、コスト面での十分な効果を得るだけの費用対効果が見込めない場合もあり、民間事業者の参加意欲の低下によって制度が活用されにくい状況となっている。</p> <p>したがって、これらを踏まえ、小規模な事業においても制度が活用されやすいよう簡略な手続きと制度改正が必要と考える。</p>		
30	まちづくり	屋外広告物	屋外広告物撤去事務の簡素化	屋外広告物法第8条第2項・第3項	<p>屋外広告物の保管にあたり、公示義務が定められており、また、廃棄についても保管の公示日から廃棄までの日数の下限が法律により定められており、市民ボランティアなどによる捨て看板などの除去が柔軟に行えない。</p> <p>屋外広告物の撤去にあたっては、自治体の条例にて保管及び廃棄について定め、簡易な手続きで運用するべきである。</p>		
31	まちづくり	都市計画	都市計画法の開発許可不要の規定の条例への委任等	都市計画法第29条	<p>都市計画法第29条第3項における政令で、特別積み合せ貨物運送事業、いわゆる宅配便業者が都市計画区域内における開発行為が許可不要と規定されている。</p> <p>そのため、市のまちづくりの考え方にそぐわない、農地保全地域や、生活道路、通学道路に囲まれた地域への営業所設置といった事例が散見される。</p> <p>国が一律に基準を作成するのではなく、地域が地域の実情に応じて基準を作るべきものとする。</p>	IV1(1)	
32	まちづくり	都市計画	物流総合効率化法による開発認定権限の移譲等	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条・同16条	<p>物流総合効率化法は、市街化調整区域においても「主務大臣の認定」を受けた物流施設の建設を容認している。これにより本来、開発を抑制すべき市街化調整区域における開発抑止、計画的整備開発への誘導策が効果を失い、なし崩し的な乱開発を誘発するおそれがある。</p> <p>現状では、運用において知事から市長への意見照会がなされているが、市長の同意が知事による「適切な配慮」の要件であることを明文上規定する必要がある。</p> <p>また、本法の認定権限者を「主務大臣」ではなく、区域区分の決定権限を持つ「都道府県知事」に一本化すべきである。</p>		

4. まちづくり分野

33	まちづくり	農地	市街化調整区域での開発許可条件の緩和	農地法第3・4・5条 都市計画法第29条	開発許可については、市町村にほとんどの権限が移譲され、市町村が行っております。 しかしながら、市街化調整区域の農地については、特に農地法の制限があり、開発に苦慮しているのが現状であります。 ぜひ、自分たちのまちづくりは自分たちができるように、制限を緩和していただきたい。	○	IV1(2)
34	まちづくり	農地	農業振興地域除外手続きの簡素化・迅速化	農業振興地域の整備に関する法律	○産業振興を目指す自治体にとって、新規の企業誘致は大きな課題である。そして、企業からの土地要望は、広大な面積を求めるものが多いが、広大な面積となると、どうしても農業振興地域に場所を求めざるを得ない現状がある。しかし、農業振興地域においては、その解除が必要であり、企業からの要望に迅速に対応できず、結果的に企業の進出が損なわれてしまう。 ○農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」)に係る事務事業のうち農振除外が必要な農地転用許可について、下記の点について緩和願いたい。 要望事項: 公告事務の緩和 計画変更の案件が、県の同意を得て11条公告から12条公告(完了)を終えるまで約2ヶ月を要するが、この間、次の案件が進んでも公告手続きがとれない(2ヶ月ごとの処理)ため、連続して公告できるように緩和を検討いただきたい。		IV1(3)
35	まちづくり	農地	担い手への集積に伴う離農跡地の開田規制の緩和	S44.210「新規開田の抑制について」 S45.2.19「新規開田の抑制について」 S51.1.9「開田抑制措置について」 S51.5.10「開田抑制措置の周知徹底について」 の各通達	国の農業施策である「品目横断的経営安定対策」は、その事業目的・手段等から結果として、農地の集積及び農業者の規模拡大を促進することとなるが、このことは、一方で多くの離農者及び離農跡地を生み出す可能性を有している。 実際に離農が生じた場合、一般的には、周囲の担い手が当該跡地を引き受けることとなることが多い。 本来、規模拡大の効率性を追及する観点からは、跡地に残る古い住宅等を撤去し、周囲の畑や温床畑とともに田に転換(整形されたほ場の整備)することが必要であり、求められるところであるが、現状においては、これら跡地における開田整備については、農林水産省の通達により新規開田の規制対象となっている。 また、開田整備に併せて、担い手所有の納屋の拡張や温床畑の拡大等を行うことが経営効率を高めることになるものであるが、前段の開田整備が行えないため実際にはメリットが生じず、規模拡大の意義さえ薄らいでいる。 現下の厳しい農業情勢等に鑑みた場合、事業効率の向上やコスト削減等の追求は当然であり、農地の集積及び規模拡大等にあつて、離農跡地の適正整理は必須かつ不可欠と考えられる。 これらのことから、担い手の離農跡地整理に係る新規開田は、これを規制から除外すべきと考える。 (現在、規制の対象となっている開田は、国の施策に付随し生ずるものであることから一般的規制要件とは一線を画すべきと考える、また、面積増については、温床畑の拡大や倉庫の拡張等による転用面積で相殺され、無制限に増加することはあり得ない)。		IV1(4)

4. まちづくり分野

36	まちづくり	市町村営有償運送	市町村運営有償運送等の弾力的運用等	市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日国土交通省自動車交通局長第141号通達）	<p>○市町村が有償にて運営するバスは、道路運送法の第80条のただし書きにより、国土交通省の許可を受け運行していたが、運行管理・安全管理の規程はなく、各市町村独自の運行管理・安全管理を行っていた。平成18年10月に道路運送法が改正になり、この市町村運営バスが、道路運送法第78条の2号に位置づけられ、規則や通知により運行管理・安全管理が明確に定められた。特に道路運送法施行規則第51条の17で規定する運行管理については、平成18年9月15日付国自旅第141号自動車交通局長名による「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針」で運行管理責任者の常駐が義務付けとなった。ただし、特定非営利活動法人等が行う道路運送法施行規則第49条第2号及び第3号に規定する「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」は、その適用が弾力的に運用されている。</p> <p>○○市は、合併により都市部から過疎地までを包含した地域となり、過疎地で運行している市町村運営バスについても、処理方針に規定する運行管理体制の確保のためには運行管理責任者の常駐が必要となる。しかし、過疎地での市町村運営バスの受託者は都市部に存在し、運転者を派遣している状況にあり、運行の拠点となる過疎地に運行管理責任者の常駐を義務化することは、運行実態及び費用対効果の面から過疎地での公共交通の確保の支障となっている。このようなことから、過疎地で運行する市町村運営バスについては、地域の特殊性、地域交通の確保及び運行実態から、処理方針に規定する運行管理体制の確保について、「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」と同様の弾力的な運用が必要となる。</p> <p>○市の領域における人々の移動に関し、交通過疎地の有無について国、県が判断するものではなく、市が交通計画に基づき全ての人々の移動手段を計画的に確保するものであるため、市が地域の事業者を含めた協議会の中で判断できるようにすること。</p> <p>○従来の例外許可に比べ柔軟性がなくなり、委託先の幅が狭くなったため、住民と自治体が地域交通を支えあうについて支障が生じている。また、地域公共交通会議という形で、見た目は手続き上の判断が委ねられたが、ここで運輸当局がダメといえば否決になるなど、手続きが簡素化されていない。さらに、運行管理についても規制強化されたため、事務とコストの増につながる。市町村界や県境を越える路線もあり、地域公共交通会議を県で一本化することで調整を円滑化することも必要。</p>	○	IV3(1)
----	-------	----------	-------------------	---	--	---	--------

4. まちづくり分野

37	まちづくり	辺地	辺地総合整備計画の策定及び変更に係る手続きの簡素化	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項・第5項	<p>現在市町村では、昭和44年の地方自治法の改正で創設された同法第2条第4項に基づき議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して事務の処理を行っているところである。辺地総合整備計画は、昭和37年に制定された法律によって議会の議決を経て定めることとされているが、本来、地方自治法第2条第4項に基づく基本構想に即して策定又は変更されるものであることから、改めて議会の議決を経ることは必要ないと考える。また、これを議決事件とするか否かは、地域の実情に応じて各市町村が判断できるようにすることが地方分権の観点からも適当であると考え。よって、この法律で定める議会の議決を廃し、地方自治法第96条第2項に基づき条例で定めるか否かを各市町村に委ねることを要望する。</p>		
----	-------	----	---------------------------	--	---	--	--

5. 教育分野

番号	分野	小分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由	第1次 勧告	提言
38	教育	教育委員会	教育委員会の必置規制の廃止	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 地方自治法第180条の5	<p>○近年、教育委員会については、合議制による責任の曖昧さや教育現場において実情に即した迅速かつ柔軟な取組み等について多くの指摘や議論がなされている。従って、多くの課題を抱えて教育行政をすすめる中で、教育委員会のあり方、教育委員会と首長との責任分担等について市町村の自主性を尊重し、地域にあった教育行政が推進されるよう法整備を図るべきと考える。</p> <p>○教育委員会単独では解決できない問題が増加するなか、真に住民の代表たる市長が教育行政を市行政の総合戦略の一環としてとらえあらゆる組織や人材を総動員して諸問題の解決に立ち向かうことが求められているが、現状では教育委員会の設置が義務付けられており、市長が責任を持ってリーダーシップを発揮することができなくなっている。</p> <p>○地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体は教育委員会を設置しなければならないとなっているが、教育委員会の設置のあり方については、国の示す方針に従う縦割りの集中的関与型となっており、教育委員会は合議制のため、責任の所在や迅速な意思決定が出来ないなどの問題もあることから、教育委員会の設置については地方公共団体の選択とする。</p>		V2(1)
39	教育	教育委員会	教育委員会の組織に関する規制の枠組化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条	教育委員会の組織については法に定められ、全国一律のものとなっている。しかし自治体間で様々な状況がある中、それぞれの状況をふまえた組織となるよう、委員の数や任期等について、各自治体が選択できるよう弾力化すべきである。		V2(1)
40	教育	教育委員会	教育委員会所管業務に対する市長部局による執行に係る規制の緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、第24条 社会教育法第3条、第5条、第7条、第8条 図書館法第13条、第15条 スポーツ振興法第19条	<p>現在、公民館・図書館等における社会教育にかかる業務については、関係法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等）の規定により、市町村教育委員会の業務として位置付けられ、市長部局では必要な資料の提供その他の協力のみにとどめられている。</p> <p>しかし、読書活動の推進などを通じた子育て支援策の展開、地域活動などの拠点として公民館に求められる役割の増加、三世代交流としての社会教育の充実やスポーツを通じた健康対策など、生まれてから死ぬまでの間の生涯的な市民の行政ニーズに対して一般行政の施策と絡めて行うことが重要であり、必ずしも教育委員会の所管のみにとどまらないケースが生じている。</p> <p>このことから、市長部局に組織を設置し業務をすることを進めているが、執行にあたって上記の法的規制により両者の規制をクリアしなければならないなど、事務執行上支障が出るのが懸念されている。</p> <p>このことから、関係法令による規制を緩和し、市長の裁量により適用できる範囲の拡大を求めるものである。</p>		V2(1)

5. 教育分野

41	教育 教職員	県費負担教職員の転任	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条	<p>教職員の転任について、地教行法は、都道府県教委は市町村教委の内申を待って行うと規定している。今回の地教行法改正では、県費負担教職員の人事について、市町村教委の意向を一層重視する趣旨から、「一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き他の市町村の県費負担教職員として採用する場合（他市町村への異動）」についても、市町村教委の内申に基づき転任を行うものと規定された。</p> <p>しかしながら、同条改正によっても、「ただし、都道府県の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から一の市町村の県費負担教職員の標準的な在職期間等の基準に従い転任を行う場合はこの限りではない。」との歯止め規定がある。このため、本県にあっては、新採用以来5年を経過する若手教職員の転任については、必ず他市町村へ異動とされ、市町村教委の意向は反映されることなく、県教委の裁量で他市町村への転任が行われているのが実状である。</p> <p>近年、学校では教職員の年齢構成も変化し、若手教職員の割合は増加しており、各校の中核を担う人材として育成をすすめている。このような中、県費負担とはいえども、本来身分上該当市町村の職員とされている市町村立学校教職員の人事異動が県教委の基準や裁量で行われることは、地方分権の趣旨とは異なるところである。</p> <p>特に、今後の市町村の教育を担う若手教員の異動は市町村教委の考えに基づいて行われるべきであり、該当市町村が責任を持って教職員を育て、地域に根ざした教職員として、地域を愛する児童生徒の教育をすすめる必要がある。以上の理由から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条ただし書き」以降の削除、もしくは若手教職員転任に係る市町村の意向重視の規定を求めたい。</p>	○	
42	教育 教職員	発達障害者支援法に基づく義務教育教員配置の適正な実施	発達障害者支援法 義務教育費国庫負担法等	<p>国は、平成16年に発達障害者支援法を制定し、発達障害者(児)に対する発達支援が国及び地方公共団体の責務とされています。</p> <p>しかし、義務教育現場では、国による特段の教員配置等がないため、支援の必要性や緊急性に応じられない状況です。</p> <p>そこで、本市では、市単独事業として、嘱託教員を雇用し、学校現場へ配置し、当該児童生徒の支援に当たるとともに、保護者の安心の確保や関係教員のサポート体制を構築しています。</p> <p>学校教育における発達障害者への支援を適正に確保するためには、国の責務として、適正な教員配置制度の確立が必要です。</p>		

5. 教育分野

43	教育	幼稚園	公立幼稚園の「設置者管理主義」の廃止	学校教育法第5条	<p>1. 地方公共団体が設置する幼稚園の管理・運営等は設置者たる地方公共団体が責任をもってその設置する幼稚園を直接管理することとなっている。公立幼稚園の管理・運営を保育所と同じように、NPO法人や株式会社等に委託すること、いわゆる「公設民営」が可能となるようにするものである。</p> <p>2. 特区においては、「公私協力学校法人」を設立した場合のみ公設民営の学校（高等学校、幼稚園）の設置が可能となったが、手続きが煩雑でありいたずらに外郭団体を増やすだけである。</p> <p>3. 現行制度下では、幼保一体型認定こども園等を指定管理者制度で運営しようとする場合、保育所の運営は民間委託できるが、幼稚園は直営で運営しなければならないこととなる。それぞれ命令系統が異なる運営主体においては一体的運営は困難である。したがって保育所と同様に入園契約等の必要な行政権限に留意しつつ同一民間団体で運営できるようにする必要がある。</p> <p>また、文科省は学校の管理・運営の民間委託は、学校の設置者の責任放棄となるという見解を示している。しかし、地方行政においては、多くの「公の施設」の管理運営を指定管理委託やその施設に合った業務委託により効率的に運営しているところである。これらの手法は設置者の責任放棄ではなく、行政運営の有効な一手段である。特に公立幼稚園の場合は、義務教育施設とは違い、希望する者が対象であることから「民間活力」を導入することにより、利用者の多様なニーズに応じたサービスが期待できるものである。</p>		
44	教育	社会教育	社会教育主事の必置義務の緩和	社会教育法第9条の2	<p>市町村における社会教育のあり方は、本来自治体自身の判断によるものであり、また、職員定数削減の中で組織の柔軟性を確保するためにも、法律による職員必置義務は廃止するべきであると考える。</p>		
45	教育	社会教育	社会教育関係団体への補助金交付手続に関する義務づけの廃止	社会教育法第13条	<p>社会教育法第13条は、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴くことを義務づけている。しかし、「社会教育団体への補助金交付」のみを切り分けて別枠で社会教育委員の意見を聞くことは、地方自治行政の総合性を損ない、住民活動を縦割り化する弊害も生む。</p> <p>今日、社会教育分野を含めて、地域公益活動が多様化し、それら住民活動との連携、協働関係の構築が重要性を増している。こうした活動への補助金支出等の支援策についても、地方における独自の取り組みが広がりつつある。国が法により縦割り化することなく、地方の独自性に委ねることで、様々な可能性が生まれる。よって、当該義務づけを廃止すべきである。</p>		

6. 災害その他分野

番号	分野	小分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由	第1次 勧告	提言
46	災害 その他	自治体事 務	地方自治事務に関する 政令、省令委任の廃止	地方自治法第2条、第14条	<p>地方自治法第2条第2項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」としているが、この規定は、「地方公共団体は、自治事務も含めて、国の法令に定められた事務を処理する機関である」とも解釈できる表現となっている。</p> <p>また、同法第14条は、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し条例を定めることができる。」としている。この規定は、事務処理に関して地方が独自に定められる条例も、法令に違反しない限り認められるものであることを意味していると思われるが、そもそも地方公共団体は、主権者による主権行使によって成立している地方の政府機関であり、憲法原理からすれば、その事務は主権者である住民の望むところを実現するために行われるものである。国の法令に定める事務を法令により処理するために存在する機関ではない。</p> <p>この点からすれば、この地方自治法の規定そのものが地方への重大な関与であると言える。従って、同法2条2項の規定の不十分さを補うとともに、地方が制定する条例の位置づけについて、憲法が定める主権原理に基づき変更する必要がある。具体的には、地方の自治事務に関する義務づけ、枠づけ及びその他の関与は、国の法律においてのみ行えるものとし、政令、省令への委任を廃止、禁止する。やむを得ず政令に委任する場合は、条例による上書き権を保障し、条例の優位性を明確にする。</p>		
47	災害 その他	事務処理 特例制度	条例による事務処理特 例制度の枠付け廃止	地方自治法第252条の17の 2	<p>「条例による事務処理特例制度」は、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じ地域において事務配分を定めることを可能とするため、平成11年の地方分権一括法による地方自治法改正で創設された制度で、都道府県知事は、都道府県条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理できるとしたものである。</p> <p>ただし、その対象は「都道府県知事の権限に属する事務」とされ、法令の規定により都道府県の条例で定めることとされている事務に関しては、当該条例の制定という権能自体を特例制度によって市町村が行うことはできないとされている。</p> <p>屋外広告物に関する事務については、法改正により同法に基づく条例制定権は市町村に移譲できることとなったが、個別の法令改正ではなく、包括的な権限移譲ができるよう地方自治法第252条の17の2を改正し、移譲対象に含めるべきである。</p>		

6. 災害その他分野

48	災害その他	条例・予算決算	条例の制定改廃及び予算決算の報告等の廃止	<p>条例の制定改廃の報告(地方自治法第158条、第252条17の11) 予算・決算の報告・公表(地方自治法第219条、第233条)</p>	<p>○自治法第二百五十二条の十七の十一の規定により、条例を制定し又は改廃したときは、県知事に報告しなければならないとされているが、実効性に疑問がある。</p> <p>○地方自治法第252条の17の11により、市町村が条例を制定・改廃したときは、都道府県知事にこれを報告しなければならないとされているが、市町村の条例制定権を考えた場合、制定・改廃後の都道府県への報告は実質形骸化しているものと思われる。</p> <p>○1 本条は、地方公共団体が条例を制定又は改廃した場合、都道府県知事に報告すべきことを定めた規定である。</p> <p>本条による報告対象は、法第3条第3項の条例(地方公共団体の名称を変更する条例)を除く、あらゆる条例の制定・改廃が対象であり、各市町村は制定・改廃後、県へ報告しているが、これは、自己決定・自己責任を原則とする地方分権の趣旨を尊重しないものではないか。</p> <p>2 市町村の事務について、都道府県知事が助言若しくは勧告をし、又は適正な事務処理のための情報を提供する必要がある場合は、市町村に対し必要な資料の提出を求めることができる(地方自治法第245条の4第1項)とする規定もあり、一律に報告を義務づけていることは疑問である。</p> <p>3 条例の内容について市町村へ助言や勧告等を行うために現行制度の存続が必要であれば、その報告対象を限定してはどうか。(例として、法定外税条例、罰則規定のある条例、法令で定めた規制にさらに条例で規制を加重するもの、自治事務に係る条例など)</p> <p>○条例公布時に県知事へ報告することとなっているが、市にとって報告事務は事務の負担であり、効率的な事務執行を阻害している。</p> <p>○市長の直近下位の内部組織を設置した場合、地方自治法第158条の規定に基づき、その要旨等を県に届けなければならないが、地方公共団体の自主組織権は尊重されるべきである。</p> <p>○特に支障とまではいえないが、予算については、補助金に関する事務等で別途関連する部分のみの提示が必要とされるなど、県は報告を受けても事実上活用していない。また、条例については、既に成立した条例に対して技術的な助言や勧告を行うことは現実的ではない。事務処理の効率化から廃止すべき。</p> <p>○地方自治法上、市町村が条例の制定又は改廃を行った場合は知事への報告が義務付けられている。</p> <p>しかし、条例の内容はホームページで公表しており、報告の必要性は失われているため、報告義務の廃止が適当である。</p>	VI(6)
----	-------	---------	----------------------	---	--	-------

6. 災害その他分野

49	災害その他	職員	定年による退職特例(定年延長)に係る基準の緩和	地方公務員法第28条の3	退職特例の基準は、地公法により「職務の特殊性」及び「職務の遂行上の特別の事情」から「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」場合と厳格に規定されている。本市では、今後の大量退職を間近に控え、部・課長の人材育成が間に合わない状況にある。このため、行政力の維持を目的として、外部から人材を登用するほか、優秀な部・課長については退職特例の適用を検討している。全般的な行政力維持を目的とした退職特例の適用、あるいは現行法上認められていない定年延長職員の転任を含め、退職特例基準の緩和が必要である。		
50	災害その他	公営企業	市長が行なう公営企業管理者の権限の副市長への委任	地方公営企業法第7条及び地方自治法第152条	現在、地方公共団体においては、その規模、その所管する行政分野や事務・事業は大幅に拡大しており、また、地方分権改革により地方公共団体の役割と責任が広がっていることから、組織運営面における自主性・自立性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要となっている。 また、第28次地方制度調査会答申において、地方公共団体が自らの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるよう、収入役を廃止し、現行の助役制度を見直すことが適当とされたことを受け、法制度化を図っているところである。 しかしながら、市長が行なう管理者の権限を副市長へ委任することについては、地方公営企業法や地方自治法によって、委任できないといった状況がある。 そこで、地方公共団体の組織運営面における一層の自主性・自立性に向けて、制度改正への一層の取組が必要と思われる。		VI(3)
51	災害その他	一部事務組合	小規模自治体及び一部事務区組合の会計管理者と一般部局の長等の兼職の合法化	地方自治法第168条	一部事務組合においても、市町村と同様に補助機関である職員のうちから、管理者が専任の会計管理者を命じることが法の趣旨に沿った対応である。 しかし、財政規模からして、その業務量は極端に少なく断続的なものであり、専任の会計管理者を置くことは合理的でない。 構成市町村の関係管理者をもって充てることは法的には可能であるが、会計管理者が一般職から任命されることを考えると、他の特別地方公共団体の事務を任命権者が兼ねて命じることが不自然である。 一部事務組合での会計事務は市町村の会計事務と異なり限定的な事務であり、管理者から独立しなければ会計事務の適正な執行が確保できないものではないと考える。 以上のことから、一般部局の一般職(局長、次長等)が兼職するのが合理的と考える。		

6. 災害その他分野

52	災害その他	民間委託等	公益法人等への職員の派遣要件の緩和	<p>地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)</p> <p>〇〇市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例</p> <p>〇〇市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則</p> <p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項</p>	<p>当市では、公の施設に指定管理者制度を積極的に導入しているが、指定管理の対象となる施設には科学館、図書館等、運営にあたり専門的知識を要するものもあり、これまで蓄積した知識や資格を保有する職員を派遣することにより、行政サービスの向上やコスト削減につながることも考えられる。</p> <p>職員を公益法人等の外部団体に派遣する場合は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき実施することができるが、派遣先団体はこの法律に定められた要件を満たす団体に限定されている。このため、公の施設の指定管理者への派遣はほとんど認められない状況である。</p>		
53	災害その他	民間委託等	指定管理者制度手続きの緩和	地方自治法第244条の2	<p>地元自治会に管理を委託することを想定とした公の施設については、民間企業の管理を想定している指定管理者手続きがそぐわない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティー施設などについて、指定にあたり議会の議決を経るかどうかは地方公共団体に判断をまかせ、かつての管理委託のように簡易に手続き可能にするべきである。 ・同様に、任意団体的性格を持つ自治会などに事業報告をさせ、評価するかどうかも施設の事情に合わせ地方公共団体が判断するべきものであると考える。 		

6. 災害その他分野

54	災害その他	民間委託等	公共サービスに従事する民間人の守秘義務違反に対する罰則規定の整備	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律34条	<p>(1) 改革の方法 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を改正し、同法の定める特定公共サービス以外の地方公共団体が委託(指定管理者制度を活用する場合を含む)する公共サービスのうち、当該地方公共団体の議会の議決を得た公共サービスに従事する民間人についても、同法第54条の罰則規定を適用できるようにする。</p> <p>(2) 改革の理由 本市では、行財政改革の推進を最重要課題と捉えており、事務事業の見直しや効率化、民間委託の拡大など、各種の行財政改革に取り組んでいるところである。</p> <p>民間委託を拡大するに当たり、常に障壁となるのが守秘義務に関する法整備が十分でないことである。つまり、委託業務に従事する民間人には、守秘義務違反を犯しても罰則規定が整備されていない。守秘義務にかかる法整備がなされれば、民間委託実施可能な業務は大きく拡大でき、地方行革に資することとなると考える。競争の導入による公共サービスの改革に関する法律では、罰則の対象となる公共サービスが限定されている。総務省が平成19年4月27日に公表した「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会〈報告書〉」においても、「守秘義務について契約関係のみで担保することについては、損害賠償等の金銭的な補填を要求するに過ぎないことから抑止力が弱いという指摘がある」と述べている。一方、同報告書は、「対象となる業務の内容や範囲、扱う情報の種類などが多種多様である中で一律に罰則等を課すことは適当でない。」とも論じている。他方、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律では、この法律に定める特定公共サービスについて、この法律の手續に則って民間委託を実施した場合には、民間人にも罰則規定が整備されている。同報告書が指摘するとおり、一律に罰則等を課すことは適当でないのであれば、一定の手續を踏むことにより、守秘義務に関するハードルをクリアすることが適当と思慮する。</p> <p>については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正し、現在、同法で規定している公共サービスの範囲の拡大を望むものである。</p>		
----	-------	-------	----------------------------------	----------------------------	--	--	--

6. 災害その他分野

55	災害その他	民間委託等	総計予算主義原則(公共サービスの委託事業における利用料金制の可能化)	地方自治法第210条(総計予算主義の原則)	<p>各種委託事業において設定する利用者負担金等は、総計予算主義の原則(一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。)の解釈に基づき、自治体の歳入として予算計上するものとし、各種委託事業の利用料等歳入をその受託者の収入として収受させることができないこととされている。</p> <p>しかし、福祉分野をはじめとして、様々な公共サービスを民間事業者や地域住民が担っている今日、サービス受益者の利用者負担分をすべて自治体の歳入としなければならないとすることには無理がある。それぞれの委託事業の内容に応じて、必要かつ妥当と判断される場合、受益者が負担する料金等の負担額は、受託事業者の収入とすることが可能となれば、支払い、収入その他会計事務の効率化にとどまらず、公共サービスの成果向上にもつながると期待できる。</p> <p>そこで、地方自治法第210条の総計予算主義に基づく一律的枠決めを改め、地方の自治事務に係る事業委託においては、条例の定めるところにより受託事業者の収入とすることができることを明確にするものである。</p>		
56	災害その他	固定資産評価員	固定資産評価員の必置規制の廃止	地方税法第404条	<p>固定資産評価員の必置規制の見直しを要望する。</p> <p>固定資産の評価に際しては、市町村に「固定資産評価員」を設置することが地方税法に定められているが、設置目的どおりに制度が機能しているとは考えがたい。実際の事務は市町村職員が行っているのが現状であり、また、土地に関しては標準地の価格決定に不動産鑑定士による第三者評価の手法がとられている現状を鑑み、固定資産評価員を設置する必要性が薄れてきている。事務の簡素化のためにも、地方税法の見直しを望む。</p>		
57	災害その他	地方債	地方債の借入期限の緩和	財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則第28条	<p>地方自治法上は事業における明許繰越後の事故繰越が認められており、その財源措置として、補助金は翌々年度末まで繰り越してできることとなっている。</p> <p>しかし、地方債においては、政府資金が充てられている場合、許可年度の翌年度末までの借り入れしか認められていない。そのため、事故繰越した事業には財源が伴わないこととなり、財政運営に支障をきたす。</p>		

6. 災害その他分野

58	災害その他	地方債	地方債の借換え要件の緩和等	<p>公営企業借換え債の取扱について(総務省通達)、財政融資資金・簡保資金の補償金なし繰上げ償還について</p> <p>平成19年度予算編成上留意すべき事柄について(平成19年1月22日付け総務省自治財政局財政課長通知)</p>	<p>○下水道事業債の利率については、高い利率の時期に借り入れた資金残高から生じる利子負担が下水道事業経営を大きく圧迫しています。また、現在認められている地方債の借換え要件が「資本費負担が著しく高い一定の公営企業」となっており、非常に厳しいため、公債費負担が地方財政を圧迫しています。借り換え制度の緩和は少しは図られていますが、より一層の対象要件の緩和と資金枠の拡大が必要と考えます。</p> <p>○現行の地方債の借換え要件については、「資本費負担が著しく高い一定の公営企業」、「合併新法に基づく更なる市町村合併」、「行政改革推進法に基づく地方財政の健全化、徹底した総人件費の削減を盛り込んだ財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し行政改革・経営改革を行う地方公共団体、地方公営企業」などの条件設定がなされていますが、市町村合併の出来ていない市町村では行政改革・経営改革に努めているものの厳しい財政運営を強いられている現状の中で、公債費の増加につながっています。高金利時代の地方債の借換え要件のより一層の規制緩和が出来ないでしょうか。</p> <p>【見直し方針】⇒高金利時代の公債費の負担は大きく、公債費の負担の軽減を図るため、地方債の借換え要件の緩和が出来ないでしょうか。</p> <p>○地方債のうち政府資金等については、市場原理に基づいた繰上げ償還が実質的には認められておらず、この低金利の時代においても未だに過去の高金利による利子の償還を余儀なくされている。地方の財政負担を少しでも軽減していくためには、繰上げ償還に関するルールの見直しが必要である。</p> <p>○公的資金補償金免除繰上償還において、財政融資資金を繰上償還する場合、繰上償還対象事業と同一の事業における新規貸付が3年間停止される。公的資金補償金免除繰上償還については、別途定められた財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、その内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認められる場合においてのみ実施できる等、正当な手続・審査を経て行われるものであるため、このような罰則的な措置の撤廃を要望する。</p> <p>○平成19年度から平成21年度までの間において、普通会計債及び公営企業債の5%以上の金利の地方債を対象として、金利段階に応じ、市町村合併や財政力、公債費等の状況に基づいて段階的に対象団体を設定し、政府資金の繰上償還措置を行うこととしているが、健全な財政運営を図る観点から、財政力指数1.0未満の普通地方公共団体に限定することに合理的根拠がないので、撤廃すべきである。</p>	VI(12)
----	-------	-----	---------------	--	---	--------

6. 災害その他分野

59	災害その他	債務保証	債務保証範囲の拡大	地方自治法 地方財政法	<p>新たな地方分権社会の到来を迎え、住民との協働のまちづくりの必要性が高まる中、これまでのように、住民の意見を施策に反映したり、住民に直接、行政活動に参加してもらうといった「協働」に止まらず、財政面での住民参加、地域企業の参加により、「真の協働」が必要になってくるものと考えます。</p> <p>したがって、これまでのような寄附や住民参加型地方債の発行に加えて、自治体の施策に対する住民や地域企業の投資が促されるよう、地方自治法や地方財政法などの改正により、土地開発公社に対してのみ認められている債務保証の範囲を拡大するなど、国の関与を縮小し、地方の自由度を高めていくべきと考えます。</p>		
60	災害その他	会計	「会計年度独立原則」に基づく地方財務事務執行への枠づけ廃止	地方自治法第208条	<p>公会計制度における「会計年度独立」原則は、憲法第86条の国の予算規定を地方公共団体に準用するもので、それ自体に異存はないが、この原則をタテにした地方の財務事務の執行に対する次の枠づけについては、地方行財政運営の効率的、効果的執行を阻害するものであり、廃止すべきである。</p> <p>① 継続事業における「出来高払い方式」強制措置の廃止 継続事業については「工事請負費等は履行確認(検査)の日によって所属年度が左右されるのが原則である」との昭和38年12月18日付通知により出来高払い方式が義務づけられている。これによる詳細な検査や調書作成は、地方公共工事の施工効率低下やコスト増、単年度工事依存による工事の長期化や「端境期」発生の要因ともなっていることから、この枠づけを廃止し、契約ベースによる支払いを可能化すべきである。</p> <p>② 年度開始前の入札手続き禁止措置の廃止 地方の単年度事業の契約において、年度開始前の入札手続きが禁止されている。地方の事務事業は、近年アウトソーシングが進み、その中には年度開始当初から執行をしなければならないものが多く含まれるが、この規制のため、随意契約に依存しがちとなっている。長期継続契約や債務負担行為の活用をはかる方法があるとはいえ、そのほうがむしろ「会計年度独立原則」を形骸化するなどの弊害があるとの指摘があり、活用しにくい状況もある。議会の予算議決を停止条件とするなどの前提を付した上で、年度開始前の入札手続きを可能化すべきである。</p>		

6. 災害その他分野

61	災害 その他	会計	年度区分による「契約準備行為」の緩和	地方自治法第208条	<p>1. 総務省は、地方公共団体の入札公告手続き等、契約に至る事前準備は「予算執行」の範囲に含めるものとしている。「予算執行」の対象を純粋な「契約履行」に限定することによって、総合評価落札方式等の契約準備行為を年度開始前に行えるようにするものである。</p> <p>2. 現制度下でこれらをクリアする方法として債務負担行為により対応は可能である。当団体においても工事等の前倒し発注や端境期防止対策として推進しているところである。しかし、委託契約等で年度当初から契約が必要な案件は数百本の件数となる。これらをことごとく債務負担行為の対象とすることが、法的には可能でも予算審議の形骸化になりかねず現実的には妥当とはいえない。</p> <p>3. したがって、前年度中に「停止条件」を付した事前入札等により、業務の連続性の確保や契約事務の平坦化が図れ、適切な業者選定を担保できることとなる。</p>		
----	-----------	----	--------------------	------------	---	--	--